

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもたちを薬物乱用から守るために



「子どもを薬物乱用から守るのは大人の責任」

小学生に対する薬物乱用防止教育は、「時期尚早ではないですか、」という意見が多くありますが、それは、全く子どもの環境を理解していない大人の無責任な意見と言わざるを得ません。小学生にも、テレビ、インターネットなどの情報が、無防備の状態而降り注いでいます。それらは、必ずしも、有益なものばかりではなくむしろ親の心配を生む不適切な情報も多いのです。そのひとつは、薬物乱用問題に関する情報です。子どもにそのままの情報を与えると、未消化や、消化不良をおこします。子どもがこの問題を正しく理解するためには大人のサポートが当然必要で、とくに、小学生の子どもが健全に育成していく上で、家庭での親の教えが、大きな影響力をもっています。子どもにとって、親や先生は、何でも相談できるはずの存在ですが、ひとたび事がおこってしまっただけでは、信頼関係を保つのが難しく、子どもは、親や先生に対して距離を置くようになってしまいます。十分な信頼関係があれば、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」という事を、自然に教えやすい状況にあり、またそれを実行することが子どもに対して大変重要な事であり、将来に渡って、最大の効果を生むことになります。

このような現状を深刻に受け止め、「社会環境や友人の影響を受けやすい子どもたちに対して、薬物の危険から身を守るように教育することが親の務め」との思いから、この冊子を作成しました。家庭での話し合い、保護者の集会などで本冊子を活用していただくことを期待しております。これをきっかけに、保護者のみなさんに薬物乱用問題についてご理解をいただき、家庭・学校・地域社会において薬物乱用防止の活動にご協力とご支援をいただき、私達の身近な地域社会から薬物乱用を許さない社会環境づくりを推進することをお願いします。

目次

● 薬物乱用はなぜ「ダメ」なのか。.....	1
● 乱用される危険のある薬物.....	2
● 呼び方が違ってても乱用薬物です。.....	3
● 薬物を乱用すると「心」も「身体」もメチャクチャになる。.....	4
● 薬物乱用をいったん始めるとやめられなくなります。.....	6
● 治療して治ったようでも「フラッシュバック」がおこる。.....	6
● 薬物乱用事例 薬物乱用が子ども達に広がっています。.....	7
● 薬物乱用の魔の手はどの子ども達にも伸びてきます。.....	7
● 薬物乱用の弊害のまとめ.....	8
● 薬物乱用は重い犯罪です。.....	9
● 薬物乱用への甘い誘いに気をつけよう。.....	9
● 薬物乱用を予防するために大切なことは断る勇気をもたせる事です。.....	10
● 子どもを薬物乱用から守るチェックポイント.....	10
● キャラバンカーを積極的に利用しよう。.....	11
● 薬物乱用に関する相談窓口.....	12

薬物乱用はなぜ「ダメ」なのか。

薬物乱用がなぜ「ダメ」なのかというと、薬物を乱用した結果、依存症を引き起こし、さらに、脳を侵し、精神障害が発症するからです。つまり、人間が生活して行く上で最も大切な脳を侵してしまうのです。一度、ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることになります。そして、薬物乱用の悪影響は、脳ばかりでなく、末梢神経、内臓諸器官と心身にひろくあらわれます。さらに薬物乱用は強盗、殺人などの犯罪をも誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などをまねく要因にもなっています。このようなことから、薬物乱用は、私達の社会に大きな損失を招くことになり、薬物乱用は一回でも「ダメ。ゼッタイ。」と言うことが大切です。そして、薬物乱用防止活動の重要性は、薬物乱用に染まっていない多くの人達が薬物乱用の恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用をゆるさない社会環境をつくっていくことにあります。

薬物乱用とは？

薬物乱用とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、薬物を使うことです。

覚せい剤などの違法薬物は、たとえ一回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。

また医薬品は、病気や傷の治療に使いますが、こうした目的以外に使えば乱用です。



乱用される危険のある薬物



覚せい剤
(アンフェタミン・
メタンフェタミン)

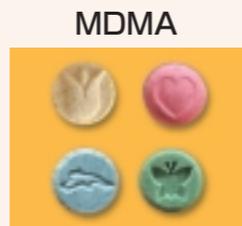


コカイン



LSD

(紙状LSD)



MDMA



有機溶剤
(シンナー・トルエン・接着剤など)

大麻(マリファナ)



(大麻樹脂)



(大麻タバコ)



向精神薬
(睡眠剤・精神安定剤など)



マジックマッシュルーム
(幻覚性きのこ)



ヘロイン

あへん系麻薬
(ヘロインなど)

違法ドラッグ

(いわゆる脱法ドラッグ)

吐き気、頭痛、精神への悪影響や意識障害が起きるおそれがあり、麻薬や覚せい剤と同様の危険性が指摘されている。



(注) 麻(あさ)には、亜麻(リネン)、苧麻(ラミー)、黄麻(ジュート)、洋麻(ケナフ)、マニラ麻、サイザル麻などたくさんの種類がありますが、これらは大麻とはまったく別の種類の植物です。このうち、衣料に広く使用されるのは亜麻、苧麻であり、麻袋などに使用されるのは黄麻、洋麻等です。

薬物についての正しい知識を持つことがその乱用防止の第一歩となります。そして何よりも必要なのは「ことわる勇気」です。薬物のどんな誘いにあっても「ことわる勇気」のある人間であれば大丈夫です。薬物に近づかないこと、そして薬物が近づいてきても勇気をもって断ること。このことをよく頭にきざみ込んでおいていただきたい。“YES TO LIFE, NO TO DRUGS” この合言葉は「愛する自分を大切に、薬物乱用は『ダメ。ゼッタイ。』』ということなのです。

呼び方が違っても乱用薬物です。

「薬物乱用は暴力団関係の人たちだけの問題」と考えている人がまだ多いのではないのでしょうか。確かに以前は一般の人々が覚せい剤などの薬物を手に入れるのは容易なことではありませんでした。しかし、最近では子どもたちでも、抵抗感なく簡単にこれらの薬物を手に入れることができるようになってきています。密売の手口も巧妙になっています。例えば駅周辺で外国人が気軽な雰囲気ですら直接声をかけてきたり、携帯電話を利用するなど、顔を合わせないですむ方法でも密売されています。このような携帯電話などによる密売がファッション感覚による流行となって、薬物乱用を増大させています。「エス」「スピード」「チョコ」「エクスタシー」などの呼び方も薬物が持っている危険性や薬物使用に対する抵抗感を覆いかくし、子どもたちを誘惑します。

薬物のいろいろな俗称

- 覚せい剤 …… エス、スピード、アイス、シャブ
- 有機溶剤(シンナー・トルエン) …… アンパン
- 大麻 …… ハッパ、マリファナ、グラス、チョコ
- ヘロイン …… ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- コカイン …… コーク、スノウ、クラック
- LSD …… エル、アシッド
- MDMA (錠剤型合成麻薬) …… エクスタシー、バツ(「×」、「罰」)
- PCP …… エンジェルダスト
- サイロシピン等を含有するきのこ類 …… マジックマッシュルーム

薬物乱用は1回だけでもだめ。

私たちの脳は、20歳頃まで成長するといわれています。とくに、小学校、中学校、高等学校では、立派な社会人となるように心身ともに発達するときです。

家庭や学校で学び、家族、先生や友だちと話し合うことで、知識やものごとの考え方を学び、自分らしさを発見していく大切な時です。

この時期に薬物を乱用すると、脳や身体の成長がストップし、感情のコントロールができず意欲がなくなる、怒りっぽくなるなど、心身の発達がそこなわれ、家族や友だちとのコミュニケーションもできなくなってしまいます。そして、健康な社会人となることができなくなるのです。結論は薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」ということです。

薬物を乱用すると「心」も「身体」もメチャクチャになる。

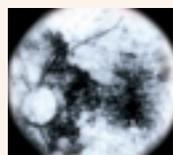
薬物乱用によって脳の大切な働きがこわれてしまいます。

正常な脳 乱用者の脳



薬物におかされた脳は萎縮し色々な悪影響が出ます。

◀脳が萎縮している



◀眼:視神経がおかされる。眼底出血がおこる(視力低下、失明)



◀歯:歯がぼろぼろになる。

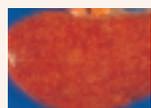
▼気管支・肺:粘膜がおかされる。(せきが出る)



粘膜がおかされている。急性気管支炎で死亡することもある。



◀肝臓:細胞の一部が死ぬ(食欲不振、黄疸、腹水)

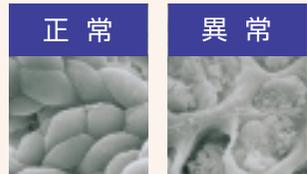


◀腎臓:細胞の一部が死ぬ(タンパク尿)



骨髄:赤血球がつかられなくなる(貧血)

生殖器:萎縮(生理不順、生殖能力の低下)



食道・胃:胃粘膜がおかされ、出血する(胃痛、吐き気、嘔吐)

シンナーの場合

記憶力低下、認知障害。
急性中毒:事故
精神障害:有機溶剤精神病(幻覚、妄想)
重篤な依存症
歯がぼろぼろになる。
視力の低下・失明。
肝臓・腎臓の障害。
生殖器の萎縮。
手足のふるえ、しびれ、麻痺。

その他の害

薬物を注射で乱用する場合、各種の感染症(エイズ、肝炎など)の原因になります。大麻では精子の異常が、シンナーやコカインでは先天異常などの報告があり、妊娠、出産にも悪い影響があります。

中枢神経とは

体中の神経の中心となる部分。脳とせき髄をいう。

末梢神経とは

脳とせき髄から出て分かれ、体のすみずみまでいきわたっている神経をいう。

覚せい剤の場合

重篤な依存症(強い精神依存)
精神障害:覚せい剤精神病(幻覚、妄想)
フラッシュバック
血圧上昇、急性心不全
静脈炎
離脱時の強い疲労感や倦怠感、脱力感

大麻(マリファナ)の場合

精神障害:大麻精神病(幻覚・妄想など)
生殖機能への悪影響
呼吸器系の疾患

MDMAの場合

錯乱・憂鬱・睡眠障害
高血圧、心臓の機能不全
肝臓の機能不全
悪性の高体温による筋肉の著しい障害
腎臓と心臓血管の損傷
心臓発作
脳卒中、けいれん
記憶障害

違法ドラッグの場合

(いわゆる脱法ドラッグ)

意識消失、幻覚、視覚過敏、聴覚過敏、精神運動興奮、見当識障害など、薬物の種類毎に様々な症状あり

※違法ドラッグとは、法律の規制が及ばないかのように、「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」等と称して販売されている薬物で、薬事法等で製造、輸入、販売等が禁止されているものに該当します。

違法ドラッグの安全性は全く確認されておらず、乱用した結果、死亡事故を含む健康被害が発生しています。また、違法ドラッグの乱用を通じて麻薬等の乱用へと移行する危険性が高く、生命と人生を破壊する薬物として社会的に問題になっています。

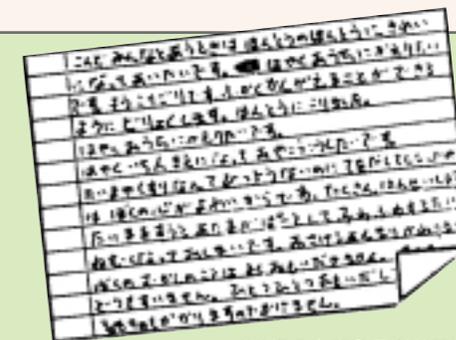
手・足に多数の注射こん



腕の静脈に注射したあと

ミミズばれになった注射のあと

足の血管にそって注射を打ちミミズばれになる



29歳の大麻乱用者が書いた手紙の一部、知能の低下が見られる。

大麻は有害なものとして世界的に規制されております。大麻を吸うと、感覚が異常になって、わけの分からない興奮状態になることがあります。また、「無動機症候群」といって、毎日ゴロゴロしているだけで何もやる気のない状態になることがあります。幻覚や妄想が現れて精神異常をきたすことがあります。

MDMA使用者の体験談

1.(14才、中学生 男子)

「小さい人間がいっぱいやってきて、剣で自分を刺し殺そうとする。」

2.(18才、少年 男子)

路上で暴れ、病院につれていかれた。入院すると「暑い、暑い」と全裸になり、1ヶ月の興奮状態がつづき、「バカヤロー、部屋から出せ」と大声でわめき散らして食事を床に投げつけたり、医者などになぐりかかり、「自分は鬼になっている」と妄想に取りつかれてしまった。

3.(17才、女子高校生)

「MDMAを飲んだら眠れなくなってしまった。頭が回転しなくなり、気分が落ち込んでしまって、学校の先生の話が1割も頭に入らなくなってしまった。もう6ヶ月もたつのに一向に元に戻らない。つらくて仕方がない。死んだ方がましだ。」

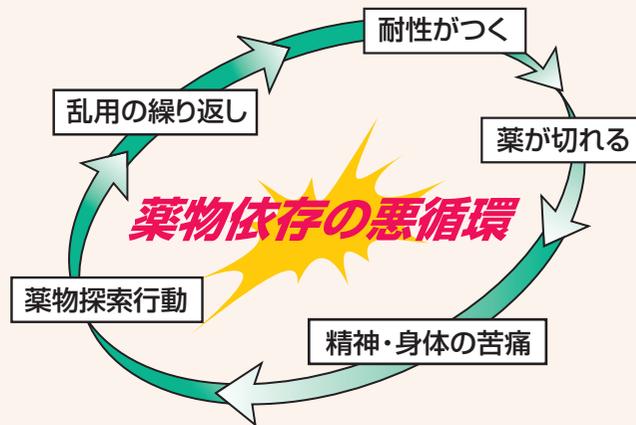
MDMAは、使用者の体験談で明らかのように、興奮作用と幻覚作用を併せ持つ大変恐ろしい薬物です。

薬物乱用をいったん始めるとやめられなくなります。

乱用される危険のある薬物は脳に作用し“心”、つまり精神に影響を与える作用を持っています。中枢神経を興奮させたり、抑制したりして、幸福な気分や爽快感、お酒に酔ったような感じ、不安が消えていく感じをひき起こしたりまた実際にはないものが見えたり聞こえたりします。

乱用される薬物の共通の特徴は、何度でもくり返して使いたくなる「依存」をひきおこすという性質を持っていることです。乱用を繰り返す人は「快感を得るため」だけでなく、薬が切れた時に感じるイライラや不安、禁断症状として現れる身体的苦痛から逃れるために薬物を使わざるをえなくなります。こうして、薬物なしではいられない「薬物依存」の悪循環にはまってしまうのです。しかも、乱用薬物には、使用を繰り返しているうちに、それまでと同じ量では効かなくなる「耐性」という性質があります。

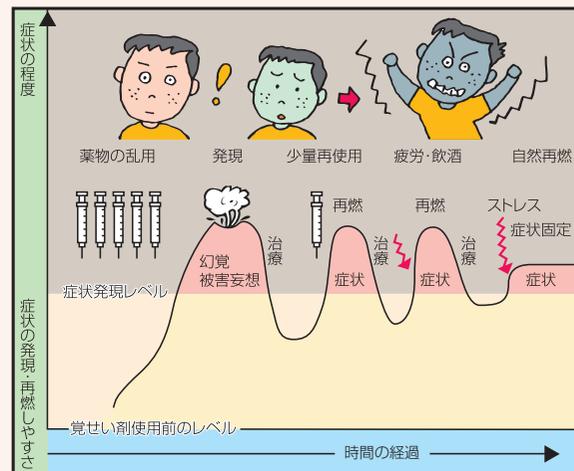
1回だけと思って使いはじめた人も、薬物の「依存」と「耐性」によって使用する量や回数がどんどん増えて、自分の意志では止めることができなくなります。



治療して治ったようでも「フラッシュバック」がおこる。

薬物乱用による害は生涯続きます。薬物の乱用の結果、ひとたび幻覚、被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上では回復しているかに見えても、これらの症状が再びおこりやすい下地が残ってしまいます。乱用をやめ普通の生活に戻ったようでも、不眠やほんの小さなストレスがきっかけで、突然、幻覚・被害妄想などの症状が再燃することがあり、覚せい剤でよくみられます。

これを「フラッシュバック(自然再燃)」現象と言います。



薬物精神病の症状の発現・再燃のイメージ

薬物乱用が子ども達に広がっています。

薬物乱用が低年齢化しています。シンナーや覚せい剤、大麻などの薬物を何の抵抗もなく手にするようになってきているからです。その背景には、「一度くらいなら害はない」「個人の自由」という薬物乱用の危険性に対する認識や罪悪感の希薄化があるとされています。簡単に手に入るようになったことも薬物乱用の広がり原因のひとつです。

事例1

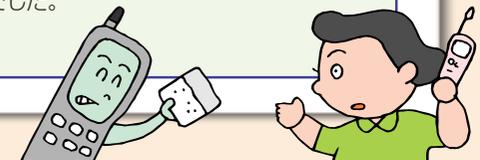
中学2年生のA子は、明るく活発な性格で、親しみやすく友人も多くいた。友人同士の遊びのひとつが携帯電話のEメール。やがて、Eメールの番号は友だちから友だちへと伝わり、知らない相手ともメッセージのやり取りをする遊びに発展した。相手の顔が見えず声も聞こえない安心感からEメール遊びが続いた。ある日、Eメールに「ヤセル クスリ アルヨ!」のメッセージ。A子は、以前に「フotte イルコ キライ!」というメッセージが入ったことを思い出した。

超ネアカ、と友だちに言われるA子だったが自分は人よりも太っている、ということに劣等感として持ち続けていた。悩みをうち明けることができず、

心の奥深くにしまいこんでいたのだ。痩せようと決心したA子がEメールを通して手に入れた「ヤセルクスリ」は覚せい剤だった。

母親の後日談

覚せい剤がそんなに簡単に手に入るなんて…。もう少し、子どもの様子に感心を持つべきでした。家族は食卓を共有するだけでなく、心も共有し合うのが本当の家族だと、今は思っています。そうすれば、子どもの悩みを感じることができたはずでした。



薬物乱用の魔の手はどの子ども達にも伸びてきます。

育ち盛りの若者が薬物を乱用すると、その一生をだめにする可能性があります。また、重大な犯罪でもあるのです。友人や周囲の影響を受けやすい子どもに対して、このような薬物の危険から身を守るように教育するのが、親の務めです。

事例2

中学1年生のB男はひとり息子で両親の期待が大きかった。B男はそれに応え進学校へ入学。入学すると、クラスメートのレベルが自分より高く感じられ、劣等感を持つようになった。そして、レベルの高い学校へ入り挫折感を味わっている数人の仲間と、塾の帰りに繁華街でたむろするようになり、小学校のときの同級生に会ってシンナーに誘われた。「いい学校に入ってどうだ。がんばってんだろ。でもなんか、みんなクライな。いっしょに来いよ。明るくならうぜ」その日から、B男は友だちと集団でシンナーを吸うようになった。初めは、頭痛や吐き気がしたが、酒に酔ったような感じに

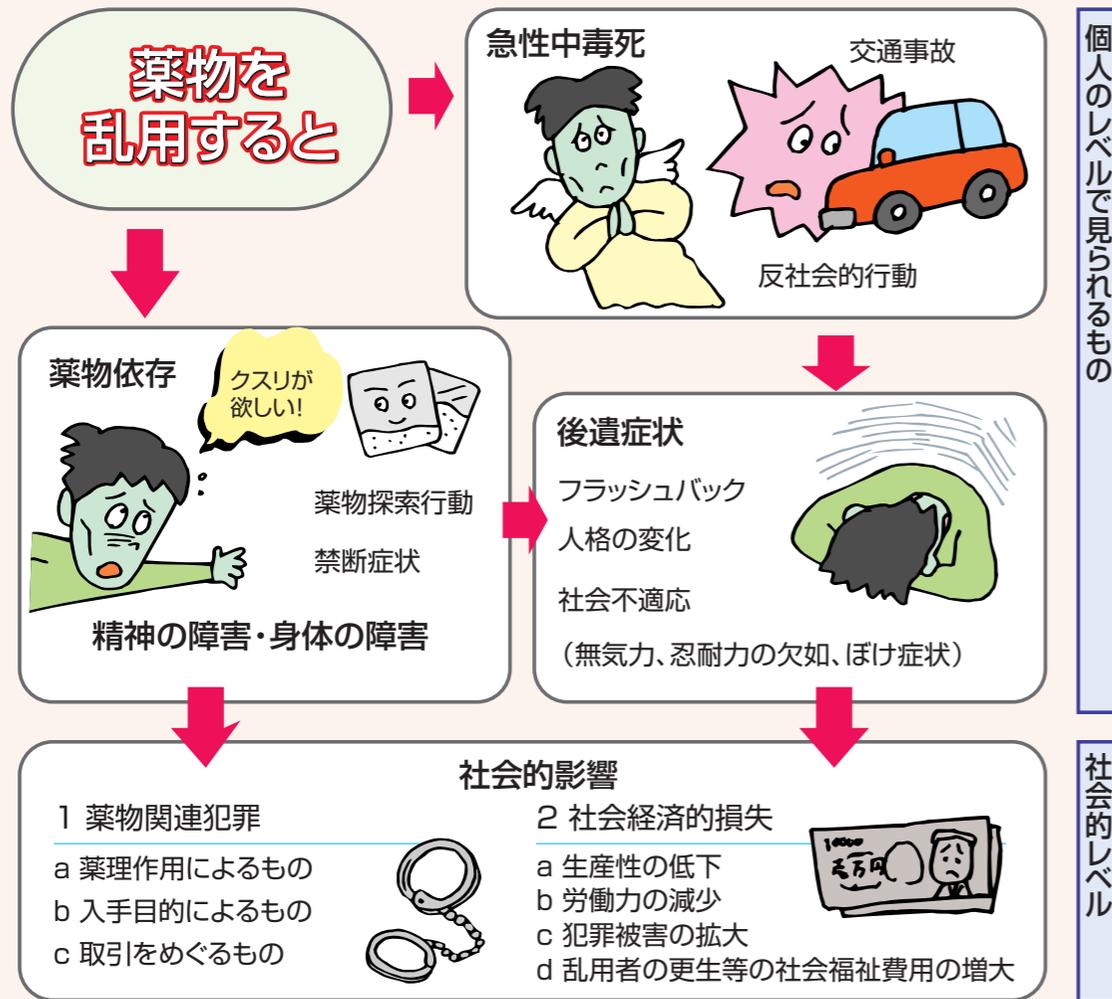
なり、感覚がにぶくなっていった。夏休みが終わるころにあわてて勉強したが、覚えられない。自分でシンナーのせいだとすぐに気づくのと同時に、両親にもシンナー乱用を見つげられた。

父親の後日談

私は仕事中心でがんばってきました。息子も中学に入って張り切っていると安心していました。まさか、ウチの息子がシンナーを吸っていたなんて…。これからは、子どもの気持ちを理解して話し合いたいと思います。



薬物乱用の弊害のまとめ



薬物探索行動

うそをついたり、万引き、窃盗、恐喝、売春などあらゆる手段を使って薬物を何とか手に入れようとする行動

禁断症状

薬物を急激に中断したときに現れる不眠・嘔吐・腰痛・下痢などの苦痛を伴う心身の症状

精神の障害

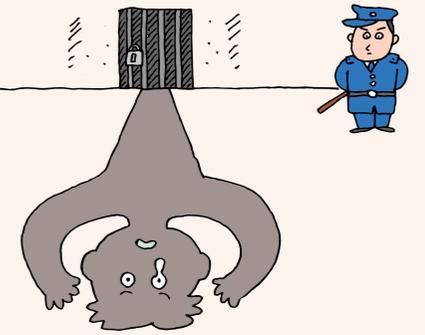
薬物の直接的作用により引き起こされる脳の障害であり、幻覚・被害妄想などの精神病の症状が現れたり、意欲の減退、ぼけ症状などが現れ、断薬後もしばしば長期にわたり持続する。

身体の障害

薬物の直接的作用により引き起こされる全身の臓器に見られる障害

薬物乱用は重い犯罪です。

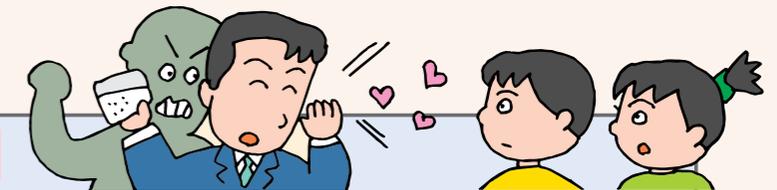
わが国には薬物乱用から国民の健康と安全を守るため「麻薬及び向精神薬取締法」「大麻取締法」「覚せい剤取締法」「あへん法」「毒物及び劇物取締法」などの法律があります。麻薬や大麻、覚せい剤を輸入したり、製造したり、あるいは有償・無償を問わず他人に渡したり、他人から受け取ったり、所持したり、使用したりすると厳しく罰せられます。単に持っているだけでも処罰されます。このように薬物乱用が厳しく罰せられるのは、薬物乱用に陥って本人の心身健康を台無しにするだけでなく、他人に危害を加えるなど社会の安全をも脅かすことになるからです。



薬物乱用への甘い誘いに気をつけよう。

薬物の乱用が急激に子ども達に広がった理由として、「他人に迷惑をかけなければいい」「簡単に手に入るようになった」などと言われています。乱用薬物の多くは依存性が強く、また、一度に大量に乱用したり、体質によっては急性中毒で死ぬこともある危険なものなのです。また、最近では覚せい剤を注射よりも手軽に使用できて、注射の痕跡を残さない、あぶって吸う方法が多くなっています。平成10年に総務庁が行ったアンケート調査結果では、高校生の6.5%が「薬物を使ってみないか」と誘われた経験があると答えています。一方、自分の子どもが他人から「薬物乱用に誘われたことがあると思う」と回答した保護者はわずかに1.5%となっています。

このように、保護者が思っている以上に、薬物は子どもたちに身近なものとなっています。



薬物乱用への甘い誘い

- やせられるよ!
- クスリでちょっと遊ぼうよ
- 面白いクスリがあるんだけど
- イライラがとれてすっきりするよ
- 肌がきれいになるよ
- 眠気がとれて、勉強ができるよ
- とりあえず、預かってよ
- ちょっとだけ、ためしてみない
- みんなやってるよ (やってないのはきみだけ)
- ただの栄養剤だよ
- 最高の気分が味わえるよ
- 1回だけなら平気さ
- お金はこの次でいいよ

薬物乱用を予防するために大切なことは 断る勇気をもたせる事です。

薬物に手を出させないための8か条

1 子どもの思春期特有の心と体の変化について理解しましょう。

2 毎日、家族の会話を大切にしましょう。

3 子どもの話には常に耳を傾けましょう。

4 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう。

5 子どもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう。

6 子ども自身が、健全な決断ができるように育てましょう。

7 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう。

8 子どもの様子がおかしいと気がなったらすぐに、12ページの相談窓口に相談しましょう。

子どもを薬物乱用から守るチェックポイント

子どもにこんな行動がみられたら注意してください。

1 帰宅が遅くなった。

7 部屋に一人でこもることが多くなった。

2 友達関係がよくわからない。

8 電話やEメールに知らない人から連絡があったりする。

3 金使いが荒くなった。

9 嘘が多くなった。

4 理由の分からないお金を欲しがらなくなった。

10 イライラしている。

5 食事を家族と一緒に食べなくなった。

11 「医者が出してくれる薬、薬局にて薬剤師が出してくれる薬、父母が渡してくれる薬、保健室で先生が出してくれる薬以外は例え薬ではなく健康食品だといわれても一切体に取り入れてはいけません」を必ず注意してください。

6 目を合わせて会話をしなくなった。

キャラバンカーを積極的に利用しよう。

「薬物乱用防止キャラバンカー」は、学校および地域社会で薬物乱用防止に関する正しい知識の普及、啓発活動を推進するために開発されたものです。関係者の皆様には趣旨を十分ご理解のうえ、ぜひともこの「薬物乱用防止キャラバンカー」をご活用下さいますよう、お願い申し上げます。



- 学校啓発は、1クラスにつき、1校時の時間帯を目安。(小学校は45分。中学校、高校は50分。)
- 一般向啓発は、1行程で15人程度収容でき、約15分所要。
- キャラバンカーの大きさ 全長 2.9m 全幅 2.3m 全高 2.3m 重量 2.8t

キャラバンカーは無料で巡回しております。

◎展示コーナー

- ①薬物標本
- ②人体模型
- ③パネル

◎映像コーナー (最先端技術による音と映像)

①パソコンゲーム 薬物乱用防止Q&A-1、Q&A-2



②DVD 薬物問題基礎講座



③インターネット ホームページ(薬物問題百科事典)



④立体映像(3D-デルビジョン)

◎フォトクラブ

薬物乱用防止キャラバンカーの見学記念として、フォトシールをサービス。



◎ビデオ放映

プラズマ画面40インチ・モニターによる当センター製作の薬物乱用防止啓発ビデオを放映します。



●キャラバンカー巡回申込手順●

電話で問い合わせを必ず行って下さい

お電話にて巡回予定日を確定



申込書&地図をすみやかに郵送



申込完了

■毎年の受付開始時期(その年の曜日によって、若干の変更があります。)

一学期(4月~8月)分: 1月20日頃

二学期(9月~12月)分: 4月1日頃

三学期(1月~3月)分: 9月1日頃

受付時間 午前9時30分~午後5時30分(土・日・祝日を除く)

■お申込み先/(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター キャラバンカー事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9(第一岡名ビル2F)

TEL 03(3581)7429(直) FAX 03(3581)7444

■薬物乱用に関する相談窓口

北海道厚生局麻薬取締部 ☎011-726-1000
 東北厚生局麻薬取締部 ☎022-227-5700
 関東信越厚生局麻薬取締部 ☎03-3512-8690
 関東信越厚生局麻薬取締部 横浜分室 ☎045-201-0770
 東海北陸厚生局麻薬取締部 ☎052-961-7000
 近畿厚生局麻薬取締部 ☎06-6949-3779
 近畿厚生局麻薬取締部 神戸分室 ☎078-391-0487
 中国四国厚生局麻薬取締部 ☎082-228-8974
 四国厚生支局麻薬取締部 ☎087-823-8800
 九州厚生局麻薬取締部 ☎092-431-0999
 九州厚生局麻薬取締部 小倉分室 ☎093-591-3561
 九州厚生局沖縄麻薬取締支所 ☎098-854-0999

北海道医療業務課 ☎011-231-4111
 北海道立精神保健福祉センター ☎011-864-7121
 札幌こころのセンター ☎011-622-0556
 青森県医療業務課 ☎017-734-9289
 青森県立精神保健福祉センター ☎017-787-3951
 岩手県保健衛生課 ☎019-629-5467
 岩手県精神保健福祉センター ☎019-629-9617
 宮城県業務課 ☎022-211-2653
 宮城県精神保健福祉センター ☎0229-23-0021
 仙台市精神保健福祉総合センター ☎022-265-2191
 秋田県医療業務課 ☎018-860-1407
 秋田県精神保健福祉センター ☎018-892-3773
 山形県保健業務課 ☎023-630-2333
 山形県精神保健福祉センター ☎023-624-1217
 福島県業務課 ☎024-521-7233
 福島県精神保健福祉センター ☎024-535-3556
 茨城県業務課 ☎029-301-3388
 茨城県精神保健福祉センター ☎029-243-2870
 栃木県業務課 ☎028-623-3119
 栃木県精神保健福祉センター ☎028-673-8785
 群馬県業務課 ☎027-226-2665
 群馬県こころの健康センター ☎027-263-1156
 埼玉県業務課 ☎048-830-3633
 埼玉県立精神保健福祉センター ☎048-723-1111
 さいたま市こころの健康センター ☎048-851-5665
 千葉県業務課 ☎043-223-2620
 千葉県精神保健福祉センター ☎043-263-3893
 千葉市こころの健康センター ☎043-204-1582
 東京都業務課 ☎03-5320-4505
 東京都立中部総合精神保健福祉センター ☎03-3302-7711
 東京都立多摩総合精神保健福祉センター ☎042-371-5560
 東京都立精神保健福祉センター ☎03-3842-0946
 神奈川県業務課 ☎045-210-4972
 神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-6060
 横浜市こころの健康相談センター ☎045-476-5557
 川崎市精神保健福祉センター ☎044-246-6742
 新潟県医薬国保課 ☎025-280-5187
 新潟県精神保健福祉センター ☎025-280-0113
 新潟市こころの健康センター ☎025-232-5560
 富山県くすり政策課 ☎076-444-3234
 富山県心の健康センター ☎076-428-1511
 石川県薬事衛生課 ☎076-225-1442
 石川県こころの健康センター ☎076-238-5761
 福井県医療業務課 ☎0776-20-0346
 福井県精神保健福祉センター ☎0776-26-4400
 山梨県衛生業務課 ☎055-223-1491
 山梨県立精神保健福祉センター ☎055-254-8644
 長野県薬事管理課 ☎026-235-7159
 長野県精神保健福祉センター ☎026-227-1810
 岐阜県薬務水道課 ☎058-271-5731
 岐阜県精神保健福祉センター ☎058-273-1111

薬物問題に関する相談はお気軽にお電話下さい。
 参考となる資料も用意しています。

静岡県薬事室 ☎054-221-2413
 静岡県精神保健福祉センター ☎054-286-9245
 静岡市こころの健康センター ☎054-285-0434
 浜松市精神保健福祉センター ☎053-457-2709
 愛知県医薬安全課 ☎052-954-6305
 愛知県精神保健福祉センター ☎052-962-5377
 名古屋市精神保健福祉センター ☎052-483-2095
 三重県薬務食品室 ☎059-224-2330
 三重県こころの健康センター ☎059-255-2151
 滋賀県医務業務課 ☎077-528-3635
 滋賀県立精神保健福祉センター ☎077-567-5560
 京都府薬務室 ☎075-414-4790
 京都府精神保健福祉総合センター ☎075-641-1810
 京都市こころの健康増進センター ☎075-314-0355
 大阪府業務課 ☎06-6941-9078
 大阪府こころの健康総合センター ☎06-6691-2811
 大阪市こころの健康センター ☎06-6922-8520
 堺市こころの健康センター ☎072-258-6646
 兵庫県業務課 ☎078-362-3270
 兵庫県立精神保健福祉センター ☎078-252-4987
 神戸市こころの健康センター ☎078-672-6500
 奈良県業務課 ☎0742-22-1101
 奈良県精神保健福祉センター ☎0744-43-3131
 和歌山県業務課 ☎073-441-2663
 和歌山県精神保健福祉センター ☎073-435-5194
 鳥取県医療指導課 ☎0857-26-7203
 鳥取県立精神保健福祉センター ☎0857-21-3031
 島根県薬事衛生課 ☎0852-22-5259
 島根県立心と体の相談センター ☎0852-21-2885
 岡山県医薬安全課 ☎086-226-7341
 岡山県精神保健福祉センター ☎086-272-8835
 広島県業務課 ☎082-513-3221
 広島県立総合精神保健福祉センター ☎082-884-1051
 広島市精神保健福祉センター ☎082-245-7731
 山口県業務課 ☎083-933-3018
 山口県精神保健福祉センター ☎0835-27-3388
 徳島県業務課 ☎088-621-2233
 徳島県精神保健福祉センター ☎088-625-0610
 香川県薬務感染症対策課 ☎087-832-3301
 香川県精神保健福祉センター ☎087-831-3151
 愛媛県薬務衛生課 ☎089-912-2393
 愛媛県心と体の健康センター ☎089-921-3880
 高知県医療業務課 ☎088-823-9683
 高知県立精神保健福祉センター ☎088-823-0600
 福岡県業務課 ☎092-643-3287
 福岡県精神保健福祉センター ☎092-582-7500
 福岡市精神保健福祉センター ☎092-737-8825
 北九州市立精神保健福祉センター ☎093-522-8729
 佐賀県業務課 ☎0952-25-7082
 佐賀県精神保健福祉センター ☎0952-73-5060
 長崎県薬務行政室 ☎095-824-1111
 長崎県精神保健福祉センター ☎0957-54-9124
 熊本県薬務衛生課 ☎096-333-2242
 熊本県精神保健福祉センター ☎096-356-3629
 大分県薬務室 ☎097-506-2650
 大分県精神保健福祉センター ☎097-541-6290
 宮崎県医療業務課 ☎0985-26-7078
 宮崎県精神保健福祉センター ☎0985-27-5663
 鹿児島県業務課 ☎099-286-2804
 鹿児島県精神保健福祉センター ☎099-255-0617
 沖縄県薬務衛生課 ☎098-866-2215
 沖縄県立総合精神保健福祉センター ☎098-888-1443

●全国各保健所 ●各都道府県警察署

家族の皆様へ

薬物乱用問題については、自分の子どもだけは大丈夫というきめつけは禁物です。薬物乱用に関するテレビ、出版物などのマスコミからの広範な情報が日常生活の中に氾濫しており、子ども達は誘惑にさらされています。また、最近では覚せい剤などの薬物も簡単に手に入るようになっています。

薬物乱用問題は普段から関心をもって対処することが大切です。日頃から、家族の話し合いを通じて、薬物乱用防止に対する「ダメ。ゼッタイ。」の正しい知識を身につけて、私たちの身近な地域社会から薬物乱用を許さない社会環境をつくっていきましょう。



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもたちを薬物乱用から守るために 保護者用読本

当読本に関する問い合わせ

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター
 〒105-0001東京都港区虎ノ門2-7-9 (第一岡名ビル2F)
 TEL. (03)3581-7436~7 FAX. (03)3581-7438



厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL. (03)5253-1111

財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-7-9 (第一岡名ビル2F)
TEL. (03)3581-7436~7 FAX. (03)3581-7438